令和８年１１月１１日
みどり３３推進担当部
みどり政策課

東京都市計画公園の変更について（世田谷第２・２・７５号北烏山えのき公園）

１　主旨

計画地は世田谷区の北西部に位置しており、計画地南側には約０．０６ｈａの北烏山えのき公園がある。計画地は拡張区域にあたり、面積は約０．０５ｈａである。

計画地は既存の都市計画公園区域に隣接する民有地であり、現在は駐車場として利用されている。南側の既開園区域には、大木のエノキがあり、また、遊具、ベンチ、照明灯、トイレ等の公園施設が充実しており、計画地に新たなみどりを創出し一体の公園として整備することで、地域における貴重なみどりの拠点として、より一層の効用を発揮することができる。

「世田谷区都市整備方針」の第一部「都市整備の基本方針」（平成２６年４月）の将来目標を実現するためのテーマ別方針「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」においては、公園や緑地は計画的な整備により適正な配置と面積を確保することとしている。また、第二部「地域整備方針」（令和７年７月）の烏山地域のアクションエリアの方針においては、北烏山九丁目地区は、地区街づくり計画に基づき、公園等の整備を進めみどり豊かな住環境のある街づくりを進めることとしている。

「世田谷区みどりの基本計画」（平成３０年３月）においては、公園緑地の配置・整備の考え方のひとつとして、街づくり事業と連携して公園緑地の充実に努めることとしている。また、世田谷区北西部に位置する本計画地は、「北烏山九丁目地区地区街づくり計画」（平成８年５月）において、街づくり施設の公園に位置づけられている。

既存の都市計画公園区域内のみどりと一体的な整備を行うことで、地域における貴重なみどりの拠点としての活用が期待できるため、上記の理由から公園を追加する。

２　これまでの経緯

令和　８年	８月	都市計画審議会（報告）
	９月	都市整備常任委員会（都市計画案の報告）
		都市計画法第１７条に基づく都市計画案の公告・縦覧
	１１月	都市計画審議会（諮問）

３　概要

（１）名称　世田谷第２・２・７５号北烏山えのき公園
（２）区域　計画図表示のとおり
（３）面積　約０．１１ｈａ（今回追加区域　約０．０５ｈａ）

４　都市計画案に対する縦覧・意見書について

（１）縦覧・意見書受付期間：令和８年９月３日～９月１７日
（２）意見書の提出：　４通
（３）主な意見：早い整備が望ましい、他で税金を使って欲しい

５　今後のスケジュール（予定）

令和８年１１月　　都市計画変更決定・告示

東京都市計画公園の変更　（世田谷区決定）

東京都市計画公園中世田谷第２・２・７５号北烏山えのき公園を次のように変更する。

種別	名　　称		位　置	面　積	備　考
	番　号	公園名			
街区公園	世田谷第２・２・７５号	北烏山えのき公園	世田谷区北烏山九丁目地内	約０．１１ｈａ	修景施設、管理施設、休養施設、便益施設、遊戯施設

「区域は計画図表示のとおり」

理由　　計画地は、「北烏山九丁目地区地区街づくり計画」（平成８年５月）において、街づくり施設の公園に位置づけており、開園済みの公園と一体に整備することで、地域における貴重なみどりの拠点として、より一層の効用を発揮することができるため、上記のとおり公園を変更する。

新　旧　対　照　表

種別	名称		位置	新旧	面積	備考
	番号	公園名				
街区公園	世田谷第２・２・７５号	北烏山えのき公園	世田谷区北烏山九丁目地内	新	約０．１１ｈａ	位置、区域及び面積の変更 面積変更の内訳： 追加区域　約 0.05ha
				旧	約０．０６ｈａ	

「区域は計画図表示のとおり」

変　更　概　要

名　称	変　更　事　項
世田谷第２・２・７５号 北烏山えのき公園	１　区域の変更　　計画図表示のとおり ２　面積の変更　　約０．０６ｈａ　→　約０．１１ｈａ 面積変更の内訳　追加区域　約０．０５ｈａ（世田谷区北烏山九丁目地内）

東京都市計画公園 住居表示図
世田谷第二・二・七十五号 北烏山えのき公園
縮尺 一万分の一



縮尺 1:10,000

東京都市計画公園　計画図
世田谷第二・二・七十五号　北烏山えのき公園
縮尺　二千五百分の一



縮尺　1:2,500

0　50　100　200m

「この地図は東京都知事の承認を受けて東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。」
「（承認番号）８都市基街都第８２号、令和８年５月２７日」

都市計画の案の理由書

１　種類・名称

東京都市計画公園　世田谷第２・２・７５号北烏山えのき公園

２　理　由

「世田谷区都市整備方針」第一部「都市整備の基本方針」（平成２６年４月）の将来目標を実現するためのテーマ別方針「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」においては、公園や緑地は計画的な整備により適正な配置と面積を確保することとしている。また、第二部「地域整備方針」（令和７年７月）の烏山地域のアクションエリアの方針においては、北烏山九丁目地区は、地区街づくり計画に基づき、公園の整備を進めみどり豊かな住環境のある街づくりを進めることとしている。

「世田谷区みどりの基本計画」（平成３０年３月）においては、公園緑地の配置・整備の考え方のひとつとして、街づくり事業と連携して公園緑地の充実に努めることとしている。

世田谷区の北西部に位置する本計画地は開園済みの北烏山えのき公園に隣接する土地であり、「北烏山九丁目地区地区街づくり計画」（平成８年５月）において、街づくり施設の公園に位置づけられている。また、隣接する公園区域内にはエノキの大木があり、公園施設も充実していることから、地域住民に親しまれている。既存の都市計画公園区域内のみどりと一体的な整備を行うことで、地域における貴重なみどりの拠点としての活用が期待できる。

こうしたことから市街地におけるみどりを一層充実させ、地域の貴重なみどりの拠点を確保するため、北烏山えのき公園の北側に隣接する世田谷区北烏山九丁目地内における約０．０５ヘクタールの区域について北烏山えのき公園の区域を拡張する都市計画変更をしようとするものである。

意見書の要旨

東京都市計画公園　世田谷第２・２・７５号北烏山えのき公園（区決定・都協議案件）に係る都市計画の案を、令和８年９月３日から令和８年９月１７日まで２週間公衆の縦覧に供し、同２週間意見書の受付を行ったところ、４通（４名）の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

名称	主な意見書の要旨	世田谷区の見解
東京都市計画公園世田谷第２・２・７５号北烏山えのき公園	・住みやすい街づくりのためには、出来るだけ早い整備が望ましい。	・計画地を都市計画決定しておくことで、将来的に土地所有者の方から土地をお譲りいただく際に迅速に対応することができます。機会を逃さず、用地を取得し、早急な整備に繋げられるよう、今後も努めてまいります。
	・ここに税金を使うのではなく、他のところに税金を使って欲しい。	・計画地は、「北烏山九丁目地区地区街づくり計画」にも街づくり施設の公園として位置付けられており、計画地の整備は、みどり豊かな住環境のある街づくりに繋がるものと考えております。